

建 政 ー 8 2 4
令和7年8月22日

庁中各部局長
教 育 次 長
警 察 本 部 長
各 地 域 振 興 局 長
部 内 各 課 所 長
} 様

建 設 部 長

県発注工事又は業務における受注者の災害復旧対策への
協力に対する配慮について（通知）

今月20日からの豪雨により、県内各地で農地の被害や河川の氾濫、土砂崩れ等が発生しており、迅速な災害復旧対策が必要な状況となっております。

つきましては、県発注工事及び業務の受注者が、応急復旧及び本復旧の作業に円滑に取り組むことができるよう、発注者として次の点について配慮していただくようお願いします。

- 1 県発注工事又は業務の受注者から、災害復旧作業等への対応に当たるために、工事又は業務の一時中止や工期の延長等についての相談、協議等があった場合には、地域の状況や当該工事への影響等を十分検討のうえ、可能な限り柔軟に対応すること。
- 2 豪雨等により必要がある場合は、（工事）契約事項第20条第2項又は（業務）契約事項第19条第2項の規定に基づき、一時中止手続きを行うなど適切に対応すること。
- 3 地域振興局においては、必要に応じて本庁事業所管課に連絡・相談の上、適切に対応すること。

担当：建設部建設政策課建設業チーム 桧森

TEL 018-860-2425

建設部技術管理課調整・建設マネジメントチーム 青山

TEL 018-860-2431

農林水産部農地整備課技術管理チーム 佐藤(幸)

TEL 018-860-1835

<参考>

(工事の中止)

第20条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。

(業務の中止)

第19条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第28条において「天災等」という。）であって、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

〔注〕 この項は、現場調査業務を委託する場合に規定する条項である。

2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

〔注〕 下線部分は、現場調査業務を委託する場合に規定する文言である。